

不利益処分の処分基準 個票

21-034-01

不利益処分の内容		伐採計画の変更命令	
根拠法令・条例等名		森林法	
条 項		第10条の9第1項	
所 管 部 課 等		部課等名	環境産業部森林ふれあい課
		電話番号	0463-82-9631
基 準	法令基準	<p>第十条の九第1項</p> <p>市町村の長は、前条第一項の規定により提出された届出書に記載された伐採面積、伐採方法若しくは伐採齢又は伐採後の造林の方法、期間若しくは樹種に関する計画が市町村森林整備計画に適合しないと認めるときは、当該届出書を提出した者に対し、その伐採及び伐採後の造林の計画を変更すべき旨を命ずることができる。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-034-02

不利益処分の内容		伐採計画の遵守命令	
根拠法令・条例等名		森林法	
条 項		第10条の9第3項	
所 管 部 課 等		部課等名	環境産業部森林ふれあい課
		電話番号	0463-82-9631
基 準	法令基準	<p>森林法第十条の九 第3項</p> <p>市町村の長は、前条第一項の規定により届出書を提出した者の行っている伐採又は伐採後の造林が当該届出書に記載された伐採面積、伐採方法若しくは伐採齢又は伐採後の造林の方法、期間若しくは樹種に関する計画に従っていないと認めるときは、その者に対し、その伐採及び伐採後の造林の計画に従って伐採し、又は伐採後の造林をすべき旨を命ずることができる。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-034-03

不利益処分の内容		伐採の中止等命令	
根拠法令・条例等名		森林法	
条 項		第10条の9第4項	
所 管 部 課 等		部課等名	環境産業部森林ふれあい課
		電話番号	0463-82-9631
基 準	法令基準	<p>森林法第十条の九 第4項</p> <p>4 市町村の長は、前条第一項の規定に違反して届出書の提出をしないで立木を伐採した者が引き続き伐採をしたならば次の各号のいずれかに該当すると認められる場合又はその者が伐採後の造林をしておらず、かつ、引き続き伐採後の造林をしないとしたならば次の各号のいずれかに該当すると認められる場合において、伐採の中止をすること又は伐採後の造林をすることが当該各号に規定する事態の発生を防止するために必要かつ相当であると認めるときは、その者に対し、伐採の中止を命じ、又は当該伐採跡地につき、期間、方法及び樹種を定めて伐採後の造林をすべき旨を命ずることができる。</p> <p>一 当該伐採跡地の周辺の地域における土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。</p> <p>二 伐採前の森林が有していた水害の防止の機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがあること。</p> <p>三 伐採前の森林が有していた水源の涵養の機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。</p> <p>四 当該伐採跡地の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-034-04

不利益処分の内容		施業実施協定の認可の取消し	
根拠法令・条例等名		森林法	
条 項		第10条の11の8第1項	
所 管 部 課 等		部課等名	環境産業部森林ふれあい課
		電話番号	0463-82-9631
基 準	法令基準	<p>森林法第十条の十一の八 第1項 市町村の長は、第十条の十一第一項若しくは第二項又は第十条の十一の五第一項の認可をした後において、当該認可に係る施業実施協定の内容が第十条の十一の四第一項各号に掲げる要件に該当しないものと認められるに至ったときは、当該施業実施協定の認可を取り消すものとする。</p> <p>第十条の十一の四 第1項 市町村の長は、第十条の十一第一項又は第二項の認可の申請が次の各号の全てに該当するときは、当該施業実施協定を認可しなければならない。 一 申請の手續又は施業実施協定の内容が法令に違反するものでないこと。 二 施業実施協定の内容が森林の利用を不当に制限するものでないこと。 三 施業実施協定の内容が市町村森林整備計画の達成に資すると認められるものであること。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-034-05

不利益処分の内容		森林施業計画の認定の取消し	
根拠法令・条例等名		森林法	
条 項		第16条	
所 管 部 課 等		部課等名	環境産業部森林ふれあい課
		電話番号	0463-82-9631
基 準	法令基準	<p>森林法第十六条</p> <p>市町村の長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該森林経営計画に係る第十一条第五項の認定を取り消すことができる。</p> <p>一 認定森林所有者等が、第十二条第一項各号に掲げる場合において、同項の規定による認定の請求をせず、又は請求をしたが当該認定を受けられなかつたとき。</p> <p>二 認定森林所有者等が、第十四条の規定に違反していると認められるとき。</p> <p>三 認定森林所有者等が、前条の規定による届出書の提出をせず、又は虚偽の届出書の提出をしたとき。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-034-06

不利益処分の内容		経営管理権集積計画の取消し	
根拠法令・条例等名		森林経営管理法	
条 項		第 8 条	
所 管 部 課 等		部課等名	環境産業部森林ふれあい課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 2 - 9 6 3 1
基 準	法令基準	<p>森林経営管理法第八条</p> <p>市町村は、経営管理権を有する森林の森林所有者が次の各号のいずれかに該当する場合には、経営管理権集積計画のうち当該森林所有者に係る部分を取り消すことができる。</p> <p>一 偽りその他不正な手段により市町村に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合</p> <p>二 当該森林に係る権原を有しなくなった場合</p> <p>三 その他経営管理に支障を生じさせるものとして農林水産省令で定める要件に該当する場合(経営管理権集積計画の取消しの公告)</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-034-07

不利益処分の内容		経営管理実施権配分計画の取消し	
根拠法令・条例等名		森林経営管理法	
条 項		第40条第2項	
所 管 部 課 等		部課等名	環境産業部森林ふれあい課
		電話番号	0463-82-9631
基 準	法令基準	<p>森林家英管理法第四十条第2項</p> <p>市町村は、林業経営者が次の各号のいずれかに該当する場合には、経営管理実施権配分計画のうち当該林業経営者に係る部分を取り消すことができる。</p> <p>一 偽りその他不正な手段により市町村に経営管理実施権配分計画を定めさせたことが判明した場合</p> <p>二 第三十六条第二項各号に掲げる要件を欠くに至ったと認める場合</p> <p>三 経営管理実施権の設定を受けた森林について経営管理を行っていないと認める場合</p> <p>四 経営管理実施権配分計画に基づき支払われるべき金銭の支払又はこれに代わる供託をしない場合</p> <p>五 正当な理由がなくて前条の報告をしない場合</p> <p>六 その他経営管理に支障を生じさせるものとして農林水産省令で定める要件に該当する場合</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-034-08

不利益処分の内容		災害等防止措置命令	
根拠法令・条例等名		森林経営管理法	
条 項		第42条第1項	
所 管 部 課 等		部課等名	環境産業部森林ふれあい課
		電話番号	0463-82-9631
基 準	法令基準	<p>森林経営管理法第四十二条第1項</p> <p>市町村の長は、伐採又は保育が実施されておらず、かつ、引き続き伐採又は保育が実施されないことが確実であると見込まれる森林(森林法第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林を除く。以下この章において同じ。)における次に掲げる事態の発生を防止するために必要かつ適当であると認める場合には、その必要の限度において、当該森林の森林所有者に対し、期限を定めて、当該事態の発生防止のために伐採又は保育の実施その他必要な措置(以下「災害等防止措置」という。)を講ずべきことを命ずることができる。ただし、当該森林について、経営管理権が設定されている場合又は同法第十条の九第三項若しくは森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(平成二十年法律第三十二号)第十七条第三項の規定の適用がある場合は、この限りでない。</p> <p>一 当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させること。</p> <p>二 当該森林の現に有する水害の防止の機能に依存する地域において水害を発生させること。</p> <p>三 当該森林の現に有する水源の涵かん養の機能に依存する地域において水の確保に著しい支障を及ぼすこと。</p> <p>四 当該森林の周辺の地域において環境を著しく悪化させること。</p> <p>森林法第十条の九第3項</p> <p>市町村の長は、前条第一項の規定により届出書を提出した者の行っている伐採又は伐採後の造林が当該届出書に記載された伐採面積、伐採方法若しくは伐採齢又は伐採後の造林の方法、期間若しくは樹種に関する計画に従っていないと認めるときは、その者に対し、その伐採及び伐採後の造林の計画に従って伐採し、又は伐採後の造林をすべき旨を命ずることができる。</p> <p>森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第十七条第3項</p> <p>市町村の長は、認定特定植栽事業者が行っている第一項の伐採又は当該伐採後の植栽が認定特定植栽事業計画に記載された伐採面積、伐採方法若しくは伐採齢又は伐採後に植栽する特定苗木の種類若しくは植栽の時期に関する事項に従っていないと認めるときは、その者に対し、その伐採及び伐採後の植栽に関する事項に従って伐採し、又は伐採後の植栽をすべき旨を命ずることができる。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-035-01

不利益処分の内容		一般廃棄物収集運搬業の停止命令	
根拠法令・条例等名		廃棄物の処理及び清掃に関する法律	
条 項		第7条の3	
所 管 部 課 等		部課等名	環境資源対策課
		電話番号	0463-82-4401
基 準	法令基準	<p>法第7条の3の規定による。                      (事業の停止)                      第7条の3 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。                      (1) この法律若しくはこの法律に基づく処分に違反する行為(以下「違反行為」という。)をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。                      (2) その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が第7条第5項第3号又は第10項第3号に規定する基準に適合しなくなつたとき。                      (3) 第7条第11項(前条第2項において準用する場合を含む。)の規定により当該許可に付した条件に違反したとき。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-035-02

不利益処分の内容		一般廃棄物処分業の停止命令	
根拠法令・条例等名		廃棄物の処理及び清掃に関する法律	
条 項		第7条の3	
所 管 部 課 等		部課等名	環境資源対策課
		電話番号	0463-82-4401
基 準	法令基準	<p>法第7条の3の規定による。                      (事業の停止)                      第7条の3 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。                      (1) この法律若しくはこの法律に基づく処分に違反する行為(以下「違反行為」という。)をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。                      (2) その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が第7条第5項第3号又は第10項第3号に規定する基準に適合しなくなつたとき。                      (3) 第7条第11項(前条第2項において準用する場合を含む。)の規定により当該許可に付した条件に違反したとき。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-035-03

不利益処分の内容		一般廃棄物収集運搬業の許可取消し	
根拠法令・条例等名		廃棄物の処理及び清掃に関する法律	
条 項		第7条の4	
所 管 部 課 等		部課等名	環境資源対策課
		電話番号	0463-82-4401
基 準	法令基準	<p>法第7条の4の規定による。                      (許可の取消し)                      第7条の4 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。</p> <p>(1) 第7条第5項第4号ハ若しくはニ(第25条から第27条まで若しくは第32条第1項(第25条から第27条までの規定に係る部分に限る。))の規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。)又は同号チに該当するに至ったとき。</p> <p>(2) 第7条第5項第4号リからルまで(同号ハ若しくはニ(第25条から第27条までの規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。))又は同号チに係るものに限る。)のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(3) 第7条第5項第4号リからルまで(同号ホに係るものに限る。)のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(4) 第7条第5項第4号イからトまで又はリからルまでのいずれかに該当するに至ったとき(前3号に該当する場合を除く。)</p> <p>(5) 前条第1号に該当し情状が特に重いとき、又は同条の規定による処分に違反したとき。</p> <p>(6) 不正の手段により第7条第1項若しくは第6項の許可(同条第2項又は第7項の許可の更新を含む。)又は第7条の2第1項の変更の許可を受けたとき。</p> <p>2 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が前条第2号又は第3号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-035-04

不利益処分の内容		一般廃棄物処分業の許可取消し	
根拠法令・条例等名		廃棄物の処理及び清掃に関する法律	
条 項		第7条の4	
所 管 部 課 等		部課等名	環境資源対策課
		電話番号	0463-82-4401
基 準	法令基準	<p>法第7条の4の規定による。                      (許可の取消し)                      第7条の4 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。</p> <p>(1) 第7条第5項第4号ハ若しくはニ(第25条から第27条まで若しくは第32条第1項(第25条から第27条までの規定に係る部分に限る。))の規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。)又は同号チに該当するに至ったとき。</p> <p>(2) 第7条第5項第4号リからルまで(同号ハ若しくはニ(第25条から第27条までの規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。))又は同号チに係るものに限る。)のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(3) 第7条第5項第4号リからルまで(同号ホに係るものに限る。)のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>(4) 第7条第5項第4号イからトまで又はリからルまでのいずれかに該当するに至ったとき(前3号に該当する場合を除く。))。</p> <p>(5) 前条第1号に該当し情状が特に重いとき、又は同条の規定による処分に違反したとき。</p> <p>(6) 不正の手段により第7条第1項若しくは第6項の許可(同条第2項又は第7項の許可の更新を含む。)又は第7条の2第1項の変更の許可を受けたとき。</p> <p>2 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が前条第2号又は第3号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-035-05

不利益処分の内容		一般廃棄物処理業者への必要な措置命令	
根拠法令・条例等名		廃棄物の処理及び清掃に関する法律	
条 項		第19条の3第1号	
所 管 部 課 等		部課等名	環境資源対策課
		電話番号	0463-82-4401
基 準	法令基準	<p>法第19条の3第1号の規定による。                      (改善命令)                      第19条の3 次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める者は、当該一般廃棄物又は産業廃棄物の適正な処理の実施を確保するため、当該保管、収集、運搬又は処分を行った者（事業者、一般廃棄物収集運搬業者、一般廃棄物処分業者、産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者、特別管理産業廃棄物処分業者及び無害化処理認定業者（以下この条において「事業者等」という。）並びに国外廃棄物を輸入した者（事業者等を除く。）に限る。）に対し、期限を定めて、当該廃棄物の保管、収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。                      (1) 一般廃棄物処理基準（特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準）が適用される者により、当該基準に適合しない一般廃棄物の収集、運搬又は処分が行われた場合（第3号に掲げる場合を除く。） 市町村長</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-035-06

不利益処分の内容		一般廃棄物処理基準不適合による処分者等に対する支障の除去等の措置命令	
根拠法令・条例等名		廃棄物の処理及び清掃に関する法律	
条 項		第19条の4第1項	
所 管 部 課 等		部課等名	環境資源対策課
		電話番号	0463-82-4401
基 準	法令基準	<p>法第19条の4第1項の規定による。                      (措置命令)                      第19条の4 一般廃棄物処理基準(特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準)に適合しない一般廃棄物の収集、運搬又は処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、市町村長(前条第3号に掲げる場合にあつては、環境大臣。第19条の7において同じ。)は、必要な限度において、当該収集、運搬又は処分を行つた者(第6条の2第1項の規定により当該収集、運搬又は処分を行つた市町村を除くものとし、同条第6項若しくは第7項又は第7条第14項の規定に違反する委託により当該収集、運搬又は処分が行われたときは、当該委託をした者を含む。次条第1項及び第19条の7において「処分者等」という。)に対し、期限を定めて、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置(以下「支障の除去等の措置」という。)を講ずべきことを命ずることができる。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-035-07

不利益処分の内容		一般廃棄物処理基準不適合による認定業者に対する支障の除去等の措置命令	
根拠法令・条例等名		廃棄物の処理及び清掃に関する法律	
条 項		第19条の4の2第1項	
所 管 部 課 等		部課等名	環境資源対策課
		電話番号	0463-82-4401
基 準	法令基準	<p>法第19条の4の2第1項の規定による。</p> <p>第19条の4の2 前条第1項に規定する場合（第9条の9第1項の認定に係る一般廃棄物の当該認定に係る収集、運搬又は処分が行われた場合に限る。）において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、次の各号のいずれにも該当すると認められるときは、市町村長は、当該認定を受けた者（処分者等を除く。以下「認定業者」という。）に対し、期限を定めて、支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる。この場合において、当該支障の除去等の措置は、当該一般廃棄物の性状、数量、収集、運搬又は処分の方法その他の事情からみて相当な範囲内のものでなければならない。</p> <p>(1) 処分者等の資力その他の事情からみて、処分者等のみによつては、支障の除去等の措置を講ずることが困難であり、又は講じても十分でないとき。</p> <p>(2) 認定業者が当該認定に係る一般廃棄物の処理に関し適正な対価を負担していないとき、当該収集、運搬又は処分が行われることを知り、又は知ることができたときその他第9条の9第9項の規定の趣旨に照らし認定業者に支障の除去等の措置を採らせることが適当であるとき。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-035-08

不利益処分の内容		処分業者等に対する生活環境の保全上の支障の除去等の費用負担	
根拠法令・条例等名		廃棄物の処理及び清掃に関する法律	
条 項		第19条の7第2項	
所 管 部 課 等		部課等名	環境資源対策課
		電話番号	0463-82-4401
基 準	法令基準	<p>法第19条の7第2項の規定による。                  (生活環境の保全上の支障の除去等の措置)                  第19条の7 第19条の4第1項に規定する場合において、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、市町村長は、自らその支障の除去等の措置の全部又は一部を講ずることができる。この場合において、第2号に該当すると認められるときは、相当の期限を定めて、当該支障の除去等の措置を講ずべき旨及びその期限までに当該支障の除去等の措置を講じないときは、自ら当該支障の除去等の措置を講じ、当該措置に要した費用を徴収する旨を、あらかじめ、公告しなければならない。</p> <p>(1) 第19条の4第1項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ぜられた処分者等が、当該命令に係る期限までにその命令に係る措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき。</p> <p>(2) 第19条の4第1項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命じようとする場合において、過失がなく当該支障の除去等の措置を命ずべき処分者等を確認することができないとき。</p> <p>(3) 第19条の4の2第1項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ぜられた認定業者が、当該命令に係る期限までにその命令に係る措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき。</p> <p>(4) 緊急に支障の除去等の措置を講ずる必要がある場合において、第19条の4第1項又は第19条の4の2第1項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずるいとまがないとき。</p> <p>2 市町村長は、前項（第3号に係る部分を除く。）の規定により同項の支障の除去等の措置の全部又は一部を講じたときは、当該支障の除去等の措置に要した費用について、環境省令で定めるところにより、当該処分者等に負担させることができる。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-035-09

不利益処分の内容		認定業者等に対する生活環境の保全上の支障の除去等の費用負担	
根拠法令・条例等名		廃棄物の処理及び清掃に関する法律	
条 項		第19条の7第3項	
所 管 部 課 等		部課等名	環境資源対策課
		電話番号	0463-82-4401
基 準	法令基準	<p>法第19条の7第3項の規定による。                      (生活環境の保全上の支障の除去等の措置)                      第19条の7                      3 市町村長は、第1項(第3号に係る部分に限る。)の規定により同項の支障の除去等の措置の全部又は一部を講じたときは、当該支障の除去等の措置に要した費用について、環境省令で定めるところにより、当該認定業者に負担させることができる。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-035-10

不利益処分の内容		緊急の場合の認定業者に対する生活環境の保全上の支障の除去等の費用負担	
根拠法令・条例等名		廃棄物の処理及び清掃に関する法律	
条 項		第19条の7第4項	
所 管 部 課 等		部課等名	環境資源対策課
		電話番号	0463-82-4401
基 準	法令基準	<p>法第19条の7第4項の規定による。                      (生活環境の保全上の支障の除去等の措置)                      第19条の7                      4 市町村長は、第1項(第4号に係る部分に限る。)の規定により同項の支障の除去等の措置の全部又は一部を講じた場合において、第19条の4の2第1項各号のいずれにも該当すると認められるときは、当該支障の除去等の措置に要した費用の全部又は一部について、環境省令で定めるところにより、当該認定業者に負担させることができる。この場合において、当該認定業者に負担させる費用の額は、当該一般廃棄物の性状、数量、収集、運搬又は処分の方法その他の事情からみて相当な範囲内のものでなければならない。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-036-01

不利益処分の内容		特定工場等における振動の防止の方法等についての改善命令	
根拠法令・条例等名		振動規制法	
条 項		第 1 2 条 第 2 項	
所 管 部 課 等		部課等名	生活環境課
		電話番号	0463-86-6037
基 準	法令基準	<p>市町村長は、第 1 2 条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定施設を設置しているとき、又は前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。</p> <p>振動規制法 (改善勧告及び改善命令) 第 1 2 条 市町村長は、指定地域内に設置されている特定工場等において発生する振動が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺的生活環境が損なわれていると認めるときは、当該特定工場等を設置している者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、振動の防止の方法を改善し、又は特定施設の使用の方法若しくは配置を変更すべきことを勧告することができる。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考		罰則：第 1 2 条 第 2 項の規定による命令に違反した者は、1 年以下の懲役又は 5 0 万円以下の罰金に処する	

不利益処分の処分基準 個票

21-036-02

不利益処分の内容		特定建設作業における振動の防止の方法等についての改善命令	
根拠法令・条例等名		振動規制法	
条 項		第 1 5 条 第 2 項	
所 管 部 課 等		部課等名	生活環境課環境指導担当
		電話番号	0463-86-6037
基 準	法令基準	<p>市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定建設作業を行つているときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。</p> <p>振動規制法 (改善勧告及び改善命令) 第 1 5 条 市町村長は、指定地域内において行われる特定建設作業に伴つて発生する振動が環境省令で定める基準に適合しないことによりその特定建設作業の場所の周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、当該建設工事を施工する者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、振動の防止の方法を改善し、又は特定建設作業の作業時間を変更すべきことを勧告することができる。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考		<p>罰則：第 2 5 条 第 6 条 第 1 項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者又は第 1 5 条 第 2 項の規定による命令に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。</p>	

不利益処分の処分基準 個票

21-036-03

不利益処分の内容		特定工場等における騒音の防止の方法等についての改善命令	
根拠法令・条例等名		騒音規制法	
条 項		第 1 2 条第 2 項	
所 管 部 課 等		部課等名	生活環境課環境指導担当
		電話番号	0463-86-6037
基 準	法令基準	<p>市町村長は、第 1 2 条第 1 項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定施設を設置しているとき、又は前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。</p> <p>騒音規制法 第 1 2 条 市町村長は、指定地域内に設置されている特定工場等において発生する騒音が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺的生活環境が損なわれると認めるときは、当該特定工場等を設置している者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法を改善し、又は特定施設の使用の方法若しくは配置を変更すべきことを勧告することができる。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考		罰則：第 1 2 条第 2 項の規定による命令に違反した者は、1 年以下の懲役又は 5 0 万円以下の罰金に処する	

不利益処分の処分基準 個票

21-036-04

不利益処分の内容		特定建設作業における騒音の防止の方法等についての改善命令	
根拠法令・条例等名		騒音規制法	
条 項		第 1 5 条 第 2 項	
所 管 部 課 等		部課等名	生活環境課環境指導担当
		電話番号	0463-86-6037
基 準	法令基準	<p>市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定建設作業を行つているときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。</p> <p>騒音規制法 第 1 5 条 市町村長は、指定地域内において行われる特定建設作業に伴つて発生する騒音が昼間、夜間その他の時間の区分及び特定建設作業の作業時間等の区分並びに区域の区分ごとに環境大臣の定める基準に適合しないことによりその特定建設作業の場所の周辺的生活環境が著しく損なわれると認めるときは、当該建設工事を施工する者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法を改善し、又は特定建設作業の作業時間を変更すべきことを勧告することができる。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考		罰則：第 2 5 条 第 6 条 第 1 項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者又は第 1 5 条 第 2 項の規定による命令に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。	

不利益処分の処分基準 個票

21-036-05

不利益処分の内容		浄化槽設置計画の変更命令等	
根拠法令・条例等名		浄化槽法	
条 項		第 5 条 第 3 項	
所 管 部 課 等		部課等名	環境産業部生活環境課
		電話番号	0463-86-6037
基 準	法令基準	特定行政庁は、第一項の届出を受理した場合において、当該届出に係る浄化槽の設置又は変更の計画が浄化槽の構造に関する建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合しないと認めるときは、前項の期間内に限り、その届出をしたものに対し、当該届出に係る浄化槽の設置又は変更の計画の変更又は廃止を命ずることができる。	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-036-06

不利益処分の内容		浄化槽清掃業の許可の取消し等	
根拠法令・条例等名		浄化槽法	
条 項		第 4 1 条第 2 項	
所 管 部 課 等		部課等名	環境産業部生活環境課
		電話番号	0463-86-6037
基 準	法令基準	<p>市長村は、浄化槽清掃業者の事業の用に供する施設若しくは浄化槽清掃業者の能力が第 3 6 条第 1 号の基準に適合しなくなったとき、又は浄化槽清掃業者が次の各号の一に該当するときは、その許可を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>一 第十二条第二項の命令に違反したとき。</p> <p>二 不正の手段により第三十五条第一項の許可を受けたとき。</p> <p>三 第三十六条第二号イ、ハ又はホからヌまでのいずれかに該当することとなったとき。</p> <p>四 第三十七条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。</p> <p>五 前項の指示に従わず、情状特に重いとき。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-036-07

不利益処分の内容		専用水道及び簡易専用水道の給水停止命令	
根拠法令・条例等名		水道法	
条 項		第 3 7 条	
所 管 部 課 等		部課等名	環境産業部生活環境課
		電話番号	0463-86-6037
基 準	法令基準	<p>国土交通大臣は水道事業者又は水道用水供給事業者が都道府県知事は専用水道又は簡易専用水道の設置者が前条（第 3 6 条）第一項又は第三項の規定に基づく指示に従わない場合において、給水を継続させることが当該水道の利用者の利益を阻害すると認める時は、その指示に係る事項を履行するまでの間、当該水道による給水を命ずることができる。同条第二項の規定に基づく勧告に従わない場合において、給水を継続させることが当該水道の利用者の利益を阻害すると認めるときも、同様とする。</p> <p>（改善の指示等）</p> <p>第 3 6 条 国土交通大臣は水道事業又は水道用水供給事業について、都道府県知事は専用水道について、当該水道施設が第五条の規定による施設基準に適合しなくなつたと認め、かつ、国民の健康を守るため緊急に必要があると認めるときは、当該水道事業者若しくは水道用水供給事業者又は専用水道の設置者に対して、期間を定めて、当該施設を改善すべき旨を指示することができる。</p> <p>2 国土交通大臣は水道事業又は水道用水供給事業について、都道府県知事は専用水道について、水道技術管理者がその職務を怠り、警告を発したにもかかわらずなお継続して職務を怠つたときは、当該水道事業者若しくは水道用水供給事業者又は専用水道の設置者に対して、水道技術管理者を変更すべきことを勧告することができる。</p> <p>3 都道府県知事は、簡易専用水道の管理が第三十四条の二第一項の国土交通省令で定める基準に適合していないと認めるときは、当該簡易専用水道の設置者に対して、期間を定めて、当該簡易専用水道の管理に関し、清掃その他の必要な措置を採るべき旨を指示することができる。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-036-08

不利益処分の内容		改善の命令、使用の禁止、許可の取消し等	
根拠法令・条例等名		墓地、埋葬等に関する法律	
条 項		第 1 9 条	
所 管 部 課 等		部課等名	環境産業部生活環境課
		電話番号	0463-86-6037
基 準	法令基準	都道府県知事は、公衆衛生そのた公共の福祉の見地から必要があると認められるときは、墓地、納骨堂若しくは火葬場の施設の整備改善、又はその全部若しくは一部の使用の制限若しくは禁止を命じ、又は第 1 0 条の規定による許可を取り消すことができる。	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-036-09

不利益処分の内容		改善勧告及び改善命令	
根拠法令・条例等名		悪臭防止法	
条 項		第 8 条 第 2 項	
所 管 部 課 等		部課等名	生活環境課環境指導担当
		電話番号	0463-86-6037
基 準	法令基準	<p>市町村長は、第 8 条 第 1 項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置を執るべきことを命ずることができる。</p> <p>悪臭防止法第 8 条 第 1 項                  第 8 条 市町村長は、規制地域内の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出が規制基準に適合しない場合において、その不快なにおいにより住民の生活環境が損なわれていると認めるときは、当該事業場を設置している者に対し、相当の期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、悪臭原因物を発生させている施設の運用の改善、悪臭原因物の排出防止設備の改良その他悪臭原因物の排出を減少させるための措置を執るべきことを勧告することができる。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和 8 年 3 月 31 日	
備 考		罰則：第二十四条 第八条第二項の規定による命令に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。	

不利益処分の処分基準 個票

21-037-01

不利益処分の内容		都市農地の貸借に関する事業計画の認定の取消し	
根拠法令・条例等名		都市農地の貸借の円滑化に関する法律	
条 項		第7条第2項	
所 管 部 課 等		部課等名	環境産業部農業振興課
		電話番号	0463-82-9626
基 準	法令基準	別紙のとおり	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

## 様式2別紙【都市農地の貸借に関する事業計画の認定の取消し】

次の各号のいずれか(農業経営組合等にあつては第1号、農作業常時従事者等にあつては同号から第3号までのいずれか)に該当すると認める場合には、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

- 1 認定事業者が、第4条第1項の認定を受けた事業計画(前条第1項の認定又は同条第2項の規定による届出があつたときは、その変更後のもの。以下「認定事業計画」という。)に従つて耕作の事業を行っていないとき。
  - 2 認定事業者が認定都市農地において行う耕作の事業により、周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。
  - 3 認定事業者が、耕作の事業の用に供すべき農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行っていないとき。
  - 4 認定事業者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないとき。
  - 5 認定事業者が法人である場合には、当該法人の業務執行役員等のいずれもが当該法人の行う耕作の事業に常時従事していないとき。
- 2 市町村長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、農林水産省令で定めるところにより、農業委員会の決定を経て、第4条第1項の認定を取り消すことができる。ただし、農業委員会を置かない市町村にあつては、農業委員会の決定を経ることを要しない。
- 1 偽りその他不正の手段により、事業計画につき第4条第1項又は前条第1項の認定を受けたとき。
  - 2 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
  - 3 前項の規定による勧告を受けた場合において、当該勧告に従わなかつたとき。

不利益処分の処分基準 個票

21-037-02

不利益処分の内容		農業経営改善計画及び青年等就農計画の取消し	
根拠法令・条例等名		農業経営基盤強化促進法	
条 項		第 1 3 条 第 2 項 (農業経営改善計画) 第 1 4 条 の 5 第 2 項 (青年等就農計画)	
所 管 部 課 等		部課等名	環境産業部農業振興課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 2 - 9 6 2 6
基 準	法令基準	<p>○農業経営改善計画 前条第1項の認定に係る農業経営改善計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。)が同条第5項各号に掲げる要件に該当しないものと認められるに至つたとき、又は認定農業者若しくは当該認定農業者に係る同条第4項に規定する者(第14条の2において「関連事業者等」という。)が認定計画に従つてその農業経営を改善するためにとるべき措置を講じていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。</p> <p>【第12条第5項】</p> <p>一 基本構想に照らし適切なものであること。 二 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。 三 その他農林水産省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>○青年等就農計画 前条第1項の認定に係る青年等就農計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定就農計画」という。)が同条第3項各号に掲げる要件に該当しないものと認められるに至つたとき、又は認定就農者が認定就農計画に従つて同条第2項第2号の目標を達成するためにとるべき措置を講じていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。</p> <p>【第14条の4第3項】</p> <p>一 基本構想に照らし適切なものであること。 二 その他農林水産省令で定める基準に適合するものであること。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-037-03

不利益処分の内容		農用地利用規程の認定の取消し	
根拠法令・条例等名		農業経営基盤強化促進法	
条 項		第 2 4 条 第 3 項	
所 管 部 課 等		部課等名	環境産業部農業振興課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 2 - 9 6 2 6
基 準	法令基準	同意市町村は、認定団体が第 2 3 条 第 1 項 の認定に係る農用地利用規程(前 2 項の規定による変更の認定又は届出があつたときは、その変更後のもの)に従つて農用地利用改善事業を行つていないことその他政令で定める事由に該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができる。	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-037-04

不利益処分の内容		農用地利用集積計画のうち賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分の取消し	
根拠法令・条例等名		農業経営基盤強化促進法	
条 項		附則（令和4年5月27日法律56号）抄 第5条の2 （改正前の第20条の2第2項）	
所 管 部 課 等		部課等名	環境産業部農業振興課
		電話番号	0463-82-9626
基 準	法令基準	<p>次の各号のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消さなければならない。</p> <p>1 第19条の規定による公告があつた農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた第18条第2項第6号に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。</p> <p>2 前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかつたとき。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-037-05

不利益処分の内容		遊休農地に対する措置命令	
根拠法令・条例等名		農地法	
条 項		第42条第1項	
所 管 部 課 等		部課等名	環境産業部農業振興課
		電話番号	0463-82-9626
基 準	法令基準	別紙のとおり	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

## 様式2別紙【遊休農地に対する措置命令】

次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、自らその支障の除去等の措置の全部又は一部を講ずることができる。この場合において、第2号に該当すると認めるときは、相当の期限を定めて、当該支障の除去等の措置を講ずべき旨及びその期限までに当該支障の除去等の措置を講じないときは、自ら当該支障の除去等の措置を講じ、当該措置に要した費用を徴収する旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

- 1 第1項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ぜられた農地の所有者等が、当該命令に係る期限までに当該命令に係る措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき。
- 2 第1項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命じようとする場合において、相当な努力が払われたと認められるものとして政令で定める方法により探索を行つてもなお当該支障の除去等の措置を命ずべき農地の所有者等を確知することができないとき。
- 3 緊急に支障の除去等の措置を講ずる必要がある場合において、第1項の規定により支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずるいとまがないとき。

不利益処分の処分基準 個票

21-037-06

不利益処分の内容		無許可で鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等をした者等に対する措置命令	
根拠法令・条例等名		鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	
条 項		第 10 条 第 1 項	
所 管 部 課 等		部課等名	環境産業部農業振興課
		電話番号	0463-81-7800
基 準	法令基準	<p>環境大臣又は都道府県知事は、前条第 1 項の規定に違反して許可を受けずに鳥獣の捕獲等若しくは鳥類の卵の採取等をした者又は同条第 5 項の規定により付された条件に違反した者に対し、次に掲げる場合は、当該違反に係る鳥獣を解放することその他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>1 鳥獣の保護のため必要があると認めるとき。</p> <p>2 第 2 種特定鳥獣管理計画又は特定希少鳥獣管理計画に係る鳥獣の管理のため必要があると認めるとき。</p> <p>3 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は指定区域の静穏の保持のため必要があると認めるとき。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和 8 年 3 月 31 日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-037-07

不利益処分の内容		鳥獣の捕獲及び殺傷の許可の取消し	
根拠法令・条例等名		鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	
条 項		第 1 0 条 第 2 項	
所 管 部 課 等		部課等名	環境産業部農業振興課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 1 - 7 8 0 0
基 準	法令基準	環境大臣又は都道府県知事は、前条第 1 項の許可を受けた者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律に基づく処分に違反した場合において、前項各号に掲げるときは、その許可を取り消すことができる。	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-037-08

不利益処分の内容		違反登録に対する措置命令	
根拠法令・条例等名		鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	
条 項		第 2 2 条 第 1 項	
所 管 部 課 等		部課等名	環境産業部農業振興課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 1 - 7 8 0 0
基 準	法令基準	都道府県知事は、第 1 9 条 第 1 項 の 規 定 に 違 反 し て 登 録 を 受 け ないで対象狩猟鳥獣以外の鳥獣の飼養をした者に対し、当該違反に係る鳥獣を解放することその他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

## 様式 2 別紙【違反登録に対する措置命令】

### ・第 19 条第 1 項

第 9 条第 1 項の規定による許可を受けて捕獲をした鳥獣のうち、対象狩猟鳥獣以外の鳥獣(同項の規定により許可を受けて採取をした鳥類の卵からふ化させたものを含む。第 22 条第 1 項及び第 84 条第 1 項第 7 号において同じ。)を飼養しようとする者は、その者の住所地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。ただし、第 9 条第 4 項に規定する有効期間の末日から起算して 30 日を経過する日までの間に飼養するときは、この限りでない。

不利益処分の処分基準 個票

21-037-09

不利益処分の内容		飼養の登録の取消し	
根拠法令・条例等名		鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	
条 項		第 2 2 条第 2 項	
所 管 部 課 等		部課等名	環境産業部農業振興課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 1 - 7 8 0 0
基 準	法令基準	都道府県知事は、登録を受けた者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律に基づく処分に違反した場合は、その登録を取り消すことができる。	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-037-10

不利益処分の内容		協定の認可の取消し、協定の公表等	
根拠法令・条例等名		農業振興地域の整備に関する法律 同施行令	
条 項		第 18 条の 11 第 1 項 (法) 第 16 条の 4 (施行令)	
所 管 部 課 等		部課等名	環境産業部農業振興課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 2 - 9 6 2 6
基 準	法令基準	<p>○協定の認定の取消し (法)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 18 条の 11 第 1 項</li> </ul> <p>法第 18 条の 2 第 1 項又は法第 18 条の 6 第 1 項の認可をした後において、当該認可に係る協定の内容が第 18 条の 5 第 1 項各号に掲げる要件に該当しないものと認められるに至ったときは、当該協定の認可を取り消すものとする。</p> <p>※ 各条文の内容は、別紙のとおり(別添：様式 2 別紙【協定の認可の取消し、協定の公表等】)</p> <p>○施設の維持運営に関する協定の認定の取消し (施行令)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 16 条の 4</li> </ul> <p>次に掲げる場合には、法第 18 条の 12 第 1 項の認定を取り消すことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 協定の内容が法第 18 条の 12 第 3 項各号に掲げる要件に該当しないもの又は同条第 4 項において準用する法第 18 条の 3 の規定に違反するものと認められるに至った場合</li> <li>2 協定の目的となる施設の維持運営が当該協定の定めるところに従い行われていないと認められるに至った場合</li> </ol>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和 8 年 3 月 31 日	
備 考			

## 様式2別紙【協定の認可の取消し、協定の公表等】

### ○協定の認定取消し（法第18条の11第1項関係）

#### ・第18条の2第1項

農用地利用計画において第3条第4号に掲げる土地としてその用途が指定された土地において同号に規定する施設を適切に配置し、農業生産を円滑かつ効率的に進めるため、同号に規定する施設のうち適切に配置されることが営農環境の確保上特に必要と認められる農林水産省令で定める施設の用に供することを予定する土地を含む農業振興地域内にある相当規模の一団の土地（公共施設の用に供する土地その他政令で定める土地を除く。）について所有権、地上権又は賃借権を有する者（国及び地方公共団体を除く。以下「土地所有者等」という。）は、市町村長の認可を受けて、これらの土地についての当該施設の用に供することを予定する土地の区域の設定及びこれと併せて行う当該施設の用に供しないことを予定する土地の区域の設定に関する協定（以下第18条の11までにおいて「協定」という。）を締結することができる。

#### ・第18条の6第1項

協定に係る土地所有者等は、協定において定めた事項を変更しようとする場合においては、全員の合意をもってその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。

#### ・第18条の5第1項各号

市町村長は、第18条の2第1項の認可の申請が次の各号のすべてに該当するときは、当該協定を認可しなければならない。

- 1 申請の手續又は協定の内容が法令に違反するものでないこと。
- 2 協定区域（協定において協定区域予定地を定める場合には、当該協定区域予定地の区域を含む。）が協定の目的を達成するために必要な相当の規模を有し、かつ、協定に係る施設による営農環境への影響の及ぶ範囲を超えない一団の土地であると認められること。
- 3 前号に掲げるもののほか、協定の内容が土地の利用を不当に制限するものでないことその他妥当なものであること。
- 4 協定の内容が農業振興地域整備計画の達成に資すると認められるものであること。

○協定の公表等（施行令第16条の4関係）

・第18条の12項第1項

農業者その他の土地所有者等に係る土地が利益を受け、又は農業者その他の者の共同の利用に供されている農業振興地域における農業用排水施設（政令で定める施設を除く。以下この条において同じ。）その他の第8条第2項第2号に掲げる事項に係る施設又は同項第4号若しくは第6号に規定する施設であつて、農業用排水施設により利益を受ける土地に係る土地所有者等又は農業用排水施設以外の施設の利用者が共同して行う維持、運営その他の行為（以下この条において「維持運営」という。）により機能の保持を図る必要があるものとして農林水産省令で定めるものについて、農業者その他の土地所有者等又は利用者は、その施設の適正な維持運営を確保するため、当該施設について設置者又は管理者がある場合には当該設置者又は管理者の同意を得て、当該施設の維持運営に関する協定（以下この条において「協定」という。）を締結し、当該協定が適当である旨の市町村長の認定を受けることができる。

・第18条の12項第3項及び第4項

市町村長は、第1項の認定の申請が次の各号のすべてに該当するときは、同項の認定をするものとする。

- 1 農業用排水施設に係る協定にあつては当該農業用排水施設により利益を受ける土地の区域に係る土地所有者等の、その他の協定にあつては協定の目的となる施設の利用者の相当部分が協定に参加していること。
- 2 協定において定める施設の維持運営に関する事項の内容が適切であり、かつ、農業振興地域整備計画の達成に資するものであること。
- 3 協定において定める前項第3号から第6号までに掲げる事項の内容が妥当なものであること。
- 4 第18条の2第6項及び第18条の3の規定は、協定について準用する。

・第18条の3

協定の内容は、この法律及びこの法律に基づく命令その他関係法令（条例を含む。）並びにこれらに基づく処分に違反するものであつてはならない。

不利益処分の処分基準 個票

21-038-01

不利益処分の内容		先端設備等導入計画の認定の取消し	
根拠法令・条例等名		中小企業等経営強化法	
条 項		第53条第2項及び第3項	
所 管 部 課 等		部課等名	環境産業部産業振興課
		電話番号	0463-82-9646
基 準	法令基準	<p>法第53条第2項及び第3項の規定による。                      (先端設備等導入計画の変更等)                      第53条 前条第1項の認定を受けた中小企業者(以下「認定先端設備等導入事業者」という。)は、当該認定に係る先端設備等導入計画を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、当該認定をした特定市町村の認定を受けなければならない。                      2 特定市町村は、認定先端設備等導入事業者が当該認定に係る先端設備等導入計画(前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定先端設備等導入計画」という。)に従って先端設備等導入を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。                      3 特定市町村は、認定先端設備等導入計画が前条第4項各号のいずれかに適合しないものとなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。                      4 特定市町村は、前2項の規定により前条第1項の認定を取り消したときは、その旨を経済産業大臣に通知するものとする。                      5 前条第4項及び第5項の規定は、第1項の認定について準用する。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-038-02

不利益処分の内容		変更命令	
根拠法令・条例等名		工場立地法	
条 項		第10条第1項	
所 管 部 課 等		部課等名	環境産業部産業振興課
		電話番号	0463-82-9646
基 準	法令基準	<p>法第10条第1項の規定による。                      (変更命令)                      第10条 市町村長は、前条第2項の勧告を受けた者がその勧告に従わない場合において、特定工場の新設等が行われることにより同項各号に規定する事態が生じ、かつ、これを除去することが極めて困難となると認めるときは、その勧告を受けた者に対し、その勧告に係る事項の変更を命ずることができる。                      2 前項の規定による命令は、当該勧告に係る届出のあつた日から90日以内にしなければならない。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-041-01

不利益処分の内容		中心市街地整備推進機構の指定の取消し	
根拠法令・条例等名		中心市街地の活性化に関する法律	
条 項		第 6 3 条 第 3 項	
所 管 部 課 等		部課等名	秦野駅北口にぎわい創造担当
		電話番号	0 4 6 3 - 8 2 - 9 6 1 5
基 準	法令基準	<p>中心市街地の活性化に関する法律（平成10年6月3日法律第92号）指定した中心市街地整備推進機構（以下、「機構」という）が、同法第62条各号に掲げる次の業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、その業務の運営改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>一 中心市街地の整備改善に関する事業を行う者に対し、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。</p> <p>二 中心市街地の整備改善に資する建築物その他の施設であって国土交通省令で定めるものを認定基本計画の内容に即して整備する事業を行うこと又は当該事業に参加すること。</p> <p>三 中心市街地の整備改善を図るために有効に利用できる土地で政令で定めるものの取得、管理及び譲渡を行うこと。</p> <p>四 中心市街地公共空地等の設置及び管理を行うこと。</p> <p>五 中心市街地の整備改善に関する調査研究を行うこと。</p> <p>六 前各号に掲げるもののほか、中心市街地の整備改善を推進するために必要な業務を行うこと。</p> <p>機構がこれらの命令に違反したときは、市町村長は機構の指定を取り消すことができる。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-043-01

不利益処分の内容		事業施行地区内の土地の形質の変更等の許可に係る原状回復等の命令	
根拠法令・条例等名		土地区画整理法	
条 項		第 7 6 条 第 4 項	
所 管 部 課 等		部課等名	都市部都市整備課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 2 - 5 2 4 1
基 準	法令基準	4 国土交通大臣又は都道府県知事等は、第一項の規定に違反し、又は前項の規定により付した条件に違反した者がある場合においては、これらの者又はこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物又は物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、土地区画整理事業の施行に対する障害を排除するため必要な限度において、当該土地の原状回復を命じ、又は当該建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命ずることができる。	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-043-02

不利益処分の内容		清算金の徴収	
根拠法令・条例等名		土地区画整理法	
条 項		第 1 1 0 条 第 1 項	
所 管 部 課 等		部課等名	都市部都市整備課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 2 - 5 2 4 1
基準	法令基準	<p>秦野市が施行する土地区画整理事業の清算金の徴収及び交付事務取扱いに関する規則 第2章 清算金の徴収 の規定による</p> <p>第2章 清算金の徴収</p> <p>(徴収の通知)                  第7条 施行者は、清算金を徴収するときは、換地処分の公告のあった日の翌日から6か月以内に清算金徴収決定通知書(第25条に定める第2号様式をいう。)により清算金を納付すべき者に通知するものとする。</p> <p>(分割徴収の申請)                  第8条 清算金の分割納付を希望する者は、清算金分割徴収申請書(第25条に定める第3号様式をいう。)により申請するものとする。</p> <p>(分割納入の通知)                  第9条 施行者は、前条の申請を許可するときは、第1回の分割納付すべき期日から起算して30日前までに清算金分割徴収金額決定通知書(第25条に定める第4号様式をいう。)により清算金を納付すべき者に通知するものとする。</p> <p>(繰上納付)                  第10条 未納の清算金の全部又は一部を繰り上げて納付する者は、清算金繰上納付申請書(第25条に定める第5号様式をいう。)により申請しなければならない。</p>	

基準	法令基準	<p>2 前項の場合において、未納の清算金の一部を繰り上げて納付するときは、その残金について毎回の納付期日及び納付額を定めて、清算金残額徴収通知書(第25条に定める第6号様式をいう。)により未納の清算金の一部を繰り上げて納付すべき者に通知するものとする。</p> <p>(繰上徴収)  第11条 施行者は、未納の清算金の全部又は一部を繰り上げて徴収するときは、納付期日及び納付額を定めて、納付期日から起算して14日前までに清算金繰上徴収通知書(第25条に定める第7号様式をいう。)により清算金を納付すべき者に通知するものとする。</p>
	処分基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
備考		

不利益処分の処分基準 個票

21-043-03

不利益処分の内容		清算金の督促	
根拠法令・条例等名		土地区画整理法	
条 項		第 1 1 0 条 第 3 項	
所 管 部 課 等		部課等名	都市部都市整備課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 2 - 5 2 4 1
基 準	法令基準	<p>秦野市が施行する土地区画整理事業の清算金の徴収及び交付事務取扱いに関する規則 第2章 清算金の徴収 の規定による</p> <p>(第2章 清算金の徴収</p> <p>(督促)</p> <p>第12条 施行者は、法第110条第3項の規定により清算金を滞納している者に督促するときは、その納付期日から20日以内に、発付の日から10日以内の期限を指定して督促状(第25条に定める第8号様式をいう。)により督促するものとする。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-043-04

不利益処分の内容		延滞金の徴収	
根拠法令・条例等名		土地区画整理法	
条 項		第 1 1 0 条 第 4 項	
所 管 部 課 等		部課等名	都市部都市整備課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 2 - 5 2 4 1
基 準	法令基準	<p>4 前項の督促をする場合においては、第三条第二項の規定による施行者は定款で定めるところにより、同条第三項の規定による施行者は規準で定めるところにより、同条第四項若しくは第五項、第三条の二又は第三条の三の規定による施行者は施行規程で定めるところにより、督促状の送付に要する費用を勘案して国土交通省令で定める額以下の督促手数料及び年十・七五パーセントの割合を乗じて計算した額の範囲内の延滞金を徴収することができる。</p> <p>秦野市が施行する土地区画整理事業の清算金の徴収及び交付事務取扱いに関する規則 (延滞金の徴収及び減免) 第13条 施行者は、清算金の滞納があったときは、法第110条第4項に規定する割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収する。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-043-05

不利益処分の内容		個人施行者の処分の取消命令等	
根拠法令・条例等名		土地区画整理法	
条 項		第 1 2 4 条 第 1 項	
所 管 部 課 等		部課等名	都市部都市整備課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 2 - 5 2 4 1
基 準	法令基準	<p>(個人施行者に対する監督)</p> <p>第二百二十四条 都道府県知事は、個人施行者の施行する土地区画整理事業について、その事業又は会計がこの法律(これに基づく命令を含む。以下この章において同じ。)若しくはこれに基づく行政庁の処分又は規準、規約、事業計画若しくは換地計画に違反すると認める場合その他監督上必要がある場合においては、その事業又は会計の状況を検査し、その結果、違反の事実があると認める場合においては、その施行者に対し、その違反を是正するため必要な限度において、その施行者のした処分の取消し、変更若しくは停止又はその施行者のした工事の中止若しくは変更その他必要な措置を命ずることができる。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-043-06

不利益処分の内容		組合の処分の取消命令等	
根拠法令・条例等名		土地区画整理法	
条 項		第 1 2 5 条 第 3 項	
所 管 部 課 等		部課等名	都市部都市整備課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 2 - 5 2 4 1
基 準	法令基準	<p>(組合に対する監督)</p> <p>第二百五条 都道府県知事は、組合の施行する土地区画整理事業について、その事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は定款、事業計画、事業基本方針若しくは換地計画に違反すると認める場合その他監督上必要がある場合においては、その組合の事業又は会計の状況を検査することができる。</p> <p>2 都道府県知事は、組合の組合員が総組合員の十分の一以上の同意を得て、その組合の事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は定款、事業計画、事業基本方針若しくは換地計画に違反する疑いがあることを理由として組合の事業又は会計の状況の検査を請求した場合には、その組合の事業又は会計の状況を検査しなければならない。</p> <p>3 都道府県知事は、前二項の規定により検査を行つた場合において、組合の事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は定款、事業計画、事業基本方針若しくは換地計画に違反していると認めるときは、組合に対し、その違反を是正するため必要な限度において、組合のした処分の取消、変更若しくは停止、又は組合のした工事の中止若しくは変更その他必要な措置を命ずることができる。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-043-07

不利益処分の内容		土地区画整理組合の設立認可の取消し	
根拠法令・条例等名		土地区画整理法	
条 項		第 1 2 5 条 第 4 項	
所 管 部 課 等		部課等名	都市部都市整備課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 2 - 5 2 4 1
基 準	法令基準	<p>(組合に対する監督)</p> <p>第二十五条 都道府県知事は、組合の施行する土地区画整理事業について、その事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は定款、事業計画、事業基本方針若しくは換地計画に違反すると認める場合その他監督上必要がある場合においては、その組合の事業又は会計の状況を検査することができる。</p> <p>2 都道府県知事は、組合の組合員が総組合員の十分の一以上の同意を得て、その組合の事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は定款、事業計画、事業基本方針若しくは換地計画に違反する疑いがあることを理由として組合の事業又は会計の状況の検査を請求した場合には、その組合の事業又は会計の状況を検査しなければならない。</p> <p>3 都道府県知事は、前二項の規定により検査を行つた場合において、組合の事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は定款、事業計画、事業基本方針若しくは換地計画に違反していると認めるときは、組合に対し、その違反を是正するため必要な限度において、組合のした処分の取消、変更若しくは停止、又は組合のした工事の中止若しくは変更その他必要な措置を命ずることができる。</p> <p>4 都道府県知事は、組合が前項の規定による命令に従わない場合又は組合の設立についての認可を受けた者がその認可の公告があつた日から一月を経過してもなお総会を招集しない場合においては、その組合の設立についての認可を取り消すことができる。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-044-01

不利益処分の内容		特定空家等に対する措置命令	
根拠法令・条例等名		空家等対策の推進に関する特別措置法	
条 項		第 2 2 条 第 3 項	
所 管 部 課 等		部課等名	都市部交通住宅課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 2 - 9 6 4 2
基 準	法令基準	<p>第二十二條 市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置(そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。次項において同じ。)をとるよう助言又は指導をすることができる。</p> <p>2 市町村長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。</p> <p>3 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-044-02

不利益処分の内容		空家等管理活用支援法人の指定の取消し	
根拠法令・条例等名		空家等対策の推進に関する特別措置法	
条 項		第 2 5 条 第 3 項	
所 管 部 課 等		部課等名	都市部交通住宅課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 2 - 9 6 4 2
基 準	法令基準	<p>第二十五条 市町村長は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、支援法人に対し、その業務に関し報告をさせることができる。</p> <p>2 市町村長は、支援法人が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、支援法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>3 市町村長は、支援法人が前項の規定による命令に違反したときは、第 2 3 条 第 1 項の規定による指定を取り消すことができる。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-044-03

不利益処分の内容		マンションの管理に関する計画の認定の取消し	
根拠法令・条例等名		マンションの管理の適正化の推進に関する法律	
条 項		第5条の20第1項	
所 管 部 課 等		部課等名	都市部交通住宅課
		電話番号	0463-82-9642
基 準	法令基準	<p>計画作成都道府県知事等は、次に掲げる場合には、第5条の14の認定（第5条の17第1項の変更の認定を含む。以下同じ。）を取り消すことができる。</p> <p>1 認定管理者等が前条の規定による命令に違反したとき。</p> <p>2 認定管理者等から認定管理計画に基づく管理計画認定マンションの管理を取りやめる旨の申出があったとき。</p> <p>3 認定管理者等が不正の手段により第5条の14の認定又は第5条の16第1項の認定の更新を受けたとき。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-044-04

不利益処分の内容		指定認定事務支援法人の指定の取消し	
根拠法令・条例等名		マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行令	
条 項		第 4 条	
所 管 部 課 等		部課等名	都市部交通住宅課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 2 - 9 6 4 2
基 準	法令基準	<p>計画作成都道府県知事等は、指定認定事務支援法人が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができる。</p> <p>1 法第5条の22第1項の国土交通省令で定める要件を満たさなくなったとき。</p> <p>2 第1条第2項第1号、第2号又は第4号のいずれかに該当するに至ったとき。</p> <p>3 第2条の規定に違反したとき。</p> <p>4 前条の規定により報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>5 不正の手段により指定を受けたとき。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-044-05

不利益処分の内容		マンション再生組合のした処分の取消し、停止命令等	
根拠法令・条例等名		マンションの再生等の円滑化に関する法律	
条 項		第 9 8 条 第 3 項	
所 管 部 課 等		部課等名	交通住宅課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 2 - 9 6 4 2
基 準	法令基準	都道府県知事等は、前二項の規定により検査を行った場合において、組合の事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は定款、事業計画若しくは権利変換計画に違反していると認めるときは、組合に対し、その違反を是正するため必要な限度において、組合のした処分の取消し、変更若しくは停止又は組合のした工事の中止若しくは変更その他必要な措置を命ずることができる。	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-044-06

不利益処分の内容		マンション再生組合の設立認可の取消し	
根拠法令・条例等名		マンションの再生等の円滑化に関する法律	
条 項		第 9 8 条 第 4 項	
所 管 部 課 等		部課等名	交通住宅課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 2 - 9 6 4 2
基 準	法令基準	<p>第九十八条 都道府県知事等は、組合の施行するマンション建替事業につき、その事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は定款、事業計画若しくは権利変換計画に違反すると認めるときその他監督上必要があるときは、その組合の事業又は会計の状況を検査することができる。</p> <p>2 都道府県知事等は、組合の組合員が総組合員の十分の一以上の同意を得て、その組合の事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は定款、事業計画若しくは権利変換計画に違反する疑いがあることを理由として組合の事業又は会計の状況の検査を請求したときは、その組合の事業又は会計の状況を検査しなければならない。</p> <p>3 都道府県知事等は、前二項の規定により検査を行った場合において、組合の事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は定款、事業計画若しくは権利変換計画に違反していると認めるときは、組合に対し、その違反を是正するため必要な限度において、組合のした処分の取消し、変更若しくは停止又は組合のした工事の中止若しくは変更その他必要な措置を命ずることができる。</p> <p>4 都道府県知事等は、組合が命令に従わないとき、又は組合の設立についての認可を受けた者がその認可の公告があった日から起算して30日を経過してもなお総会を招集しないときは、権利変換期日前に限り、その組合についての設立の認可を取り消すことができる。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-044-07

不利益処分の内容		マンション再生組合の組合員の請求に基づく議決、選挙、当選又は解任の投票の取消し	
根拠法令・条例等名		マンションの再生等の円滑化に関する法律	
条 項		第 9 8 条 第 7 項	
所 管 部 課 等		部課等名	交通住宅課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 2 - 9 6 4 2
基 準	法令基準	都道府県知事等は、組合の組合員が総組合員の十分の一以上の同意を得て、総会若しくは総代会の招集手続若しくは議決の方法又は役員若しくは総代の選挙若しくは解任の投票の方法が、この法律又は定款に違反することを理由として、その議決、選挙、当選又は解任の投票の取消しを請求した場合において、その違反の事実があると認めるときは、その議決、選挙、当選又は解任の投票を取り消すことができる。	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-044-08

不利益処分の内容		個人施行者のした処分の取消し、停止命令等	
根拠法令・条例等名		マンションの再生等の円滑化に関する法律	
条 項		第 9 9 条 第 1 項	
所 管 部 課 等		部課等名	交通住宅課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 2 - 9 6 4 2
基 準	法令基準	都道府県知事等は、個人施行者の施行するマンション再生事業につき、その事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は規準、規約、事業計画若しくは権利変換計画に違反すると認めるときその他監督上必要があるときは、その事業又は会計の状況を検査し、その結果、違反の事実があると認めるときは、その施行者に対し、その違反を是正するため必要な限度において、その施行者のした処分の取消し、変更若しくは停止又はその施行者のした工事の中止若しくは変更その他必要な措置を命ずることができる。	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-044-09

不利益処分の内容		個人施行者の施行認可の取消し	
根拠法令・条例等名		マンションの再生等の円滑化に関する法律	
条 項		第 9 9 条 第 2 項	
所 管 部 課 等		部課等名	交通住宅課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 2 - 9 6 4 2
基 準	法令基準	<p>第九十九条 都道府県知事等は、個人施行者の施行するマンション建替事業につき、その事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は規準、規約、事業計画若しくは権利変換計画に違反すると認めるときその他監督上必要があるときは、その事業又は会計の状況を検査し、その結果、違反の事実があると認めるときは、その施行者に対し、その違反を是正するため必要な限度において、その施行者のした処分の取消し、変更若しくは停止又はその施行者のした工事の中止若しくは変更その他必要な措置を命ずることができる。</p> <p>2 都道府県知事等は、個人施行者が前項の規定による命令に従わないときは、権利変換期日前に限り、その施行者に対するマンション建替事業の施行についての認可を取り消すことができる。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-044-10

不利益処分の内容		マンション等敷地売却事業の改善命令	
根拠法令・条例等名		マンションの再生等の円滑化に関する法律	
条 項		第 1 6 0 条 第 2 項	
所 管 部 課 等		部課等名	交通住宅課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 2 - 9 6 4 2
基 準	法令基準	都道府県知事等は、組合に対し、マンション等敷地売却事業の促進を図るため必要な措置を命ずることができる。	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-044-11

不利益処分の内容		マンション等敷地売却事業の是正命令及び認可の取消し	
根拠法令・条例等名		マンションの再生等の円滑化に関する法律	
条 項		第 1 6 1 条第 3 項及び第 4 項	
所 管 部 課 等		部課等名	交通住宅課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 2 - 9 6 4 2
基 準	法令基準	<p>3 都道府県知事等は、前二項の規定により検査を行った場合において、組合の事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は定款、資金計画若しくは分配金取得計画に違反していると認めるときは、組合に対し、その違反を是正するため必要な限度において、組合のした処分の取消し、変更又は停止その他必要な措置を命ずることができる。</p> <p>4 都道府県知事等は、組合が前項の規定による命令に従わないとき、又は組合の設立についての認可を受けた者がその認可の公告があった日から起算して 30 日を経過してもなお総会を招集しないときは、権利消滅期日前に限り、その組合についての設立の認可を取り消すことができる。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和 8 年 3 月 31 日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-044-12

不利益処分の内容		マンション等売却組合の役員等の議決等の取消し	
根拠法令・条例等名		マンションの再生等の円滑化に関する法律	
条 項		第 1 6 1 条 第 7 項	
所 管 部 課 等		部課等名	交通住宅課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 2 - 9 6 4 2
基 準	法令基準	都道府県知事等は、組合の組合員が総組合員の十分の一以上の同意を得て、総会若しくは総代会の招集手続若しくは議決の方法又は役員若しくは総代の選挙若しくは解任の投票の方法が、この法律又は定款に違反することを理由として、その議決、選挙、当選又は解任の投票の取消しを請求した場合において、その違反の事実があると認めるときは、その議決、選挙、当選又は解任の投票を取り消すことができる。	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-044-13

不利益処分の内容		マンション敷地分割事業の改善命令	
根拠法令・条例等名		マンションの再生等の円滑化に関する法律	
条 項		第 2 1 3 条 第 2 項	
所 管 部 課 等		部課等名	交通住宅課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 2 - 9 6 4 2
基 準	法令基準	都道府県知事等は、組合に対し、敷地分割事業の促進を図るため必要な措置を命ずることができる。	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-044-14

不利益処分の内容		マンション敷地分割事業の是正命令及び認可の取消し	
根拠法令・条例等名		マンションの再生等の円滑化に関する法律	
条 項		第 2 1 4 条第 3 項及び第 4 項	
所 管 部 課 等		部課等名	交通住宅課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 2 - 9 6 4 2
基 準	法令基準	<p>第二百十四条 都道府県知事等は、組合の実施する敷地分割事業につき、その事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は定款、事業計画若しくは敷地権利変換計画に違反すると認めるときその他監督上必要があるときは、その組合の事業又は会計の状況を検査することができる。</p> <p>2 都道府県知事等は、組合の組合員が総組合員の十分の一以上の同意を得て、その組合の事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は定款、事業計画若しくは敷地権利変換計画に違反する疑いがあることを理由として組合の事業又は会計の状況の検査を請求したときは、その組合の事業又は会計の状況を検査しなければならない。</p> <p>3 都道府県知事等は、前二項の規定により検査を行った場合において、組合の事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は定款、事業計画若しくは敷地権利変換計画に違反しているとき認めるときは、組合に対し、その違反を是正するため必要な限度において、組合のした処分の取消し、変更又は停止その他必要な措置を命ずることができる。</p> <p>4 都道府県知事等は、組合が前項の規定による命令に従わないとき、又は組合の設立についての認可を受けた者がその認可の公告があった日から起算して30日を経過してもなお総会を招集しないときは、敷地権利変換期日前に限り、その組合についての設立の認可を取り消すことができる。</p>	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-044-15

不利益処分の内容		マンション敷地分割組合の役員等の議決等の取消し	
根拠法令・条例等名		マンションの再生等の円滑化に関する法律	
条 項		第 2 1 4 条 第 7 項	
所 管 部 課 等		部課等名	交通住宅課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 2 - 9 6 4 2
基 準	法令基準	都道府県知事等は、組合の組合員が総組合員の十分の一以上の同意を得て、総会若しくは総代会の招集手続若しくは議決の方法又は役員若しくは総代の選挙若しくは解任の投票の方法が、この法律又は定款に違反することを理由として、その議決、選挙、当選又は解任の投票の取消しを請求した場合において、その違反の事実があると認めるときは、その議決、選挙、当選又は解任の投票を取り消すことができる。	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-045-01

不利益処分の内容		監督処分等	
根拠法令・条例等名		都市計画法	
条 項		第 8   条第 1 項	
所 管 部 課 等		部課等名	都市部開発指導課
		電話番号	0463-83-5123
基準	法令基準	<p>(監督処分等)</p> <p>第八十一条 国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、都市計画上必要な限度において、この法律の規定によつてした許可、認可若しくは承認を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて、建築物その他の工作物若しくは物件(以下この条において「工作物等」という。)の改築、移転若しくは除却その他違反を是正するため必要な措置をとることを命ずることができる。</p> <p>一 この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこれらの規定に基づく処分に違反した者又は当該違反の事実を知つて、当該違反に係る土地若しくは工作物等を譲り受け、若しくは賃貸借その他により当該違反に係る土地若しくは工作物等を使用する権利を取得した者</p> <p>二 この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこれらの規定に基づく処分に違反した工事の注文主若しくは請負人(請負工事の下請人を含む。)又は請負契約によらないで自らその工事を行っている者若しくはした者</p> <p>三 この法律の規定による許可、認可又は承認に付した条件に違反している者</p> <p>四 詐欺その他不正な手段により、この法律の規定による許可、認可又は承認を受けた者</p> <p>2 前項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなく当該措置を命ずべき者を確知することができないときは、国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長は、その者の負担において、当該措置を自ら行い、又はその命じ</p>	

基準	法令基準	<p>た者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、国土交通大臣、都道府県知事若しくは市町村長又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行う旨を、あらかじめ、公告しなければならない。</p> <p>3 国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長は、第一項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。</p> <p>4 前項の標識は、第一項の規定による命令に係る土地又は工作物等若しくは工作物等の敷地内に設置することができる。この場合においては、同項の規定による命令に係る土地又は工作物等若しくは工作物等の敷地の所有者、管理者又は占有者は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。</p>
	処分基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
備考		

不利益処分の処分基準 個票

21-046-01

不利益処分の内容		違反建築物の除却、移転等の命令	
根拠法令・条例等名		建築基準法	
条 項		第9条第1項	
所 管 部 課 等		部課等名	都市部 建築指導課
		電話番号	0463-83-0883
基 準	法令基準	事案ごとに個別具体的な判断をする必要があることから、基準を策定することが困難であるため。	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-046-02

不利益処分の内容		違反建築物の仮の使用禁止、使用制限	
根拠法令・条例等名		建築基準法	
条 項		第9条第7項	
所 管 部 課 等		部課等名	都市部 建築指導課
		電話番号	0463-83-0883
基 準	法令基準	事案ごとに個別具体的な判断をする必要があることから、基準を策定することが困難であるため。	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-046-03

不利益処分の内容		違反することが明らかな建築物の緊急の工事停止命令	
根拠法令・条例等名		建築基準法	
条 項		第9条第10項	
所 管 部 課 等		部課等名	都市部 建築指導課
		電話番号	0463-83-0883
基 準	法令基準	事案ごとに個別具体的な判断をする必要があることから、基準を策定することが困難であるため。	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-046-04

不利益処分の内容		保安上危険な建築物の除却等の命令	
根拠法令・条例等名		建築基準法	
条 項		第 10 条 第 3 項	
所 管 部 課 等		部課等名	都市部 建築指導課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 3 - 0 8 8 3
基 準	法令基準	事案ごとに個別具体的な判断をする必要があることから、基準を策定することが困難であるため。	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-046-05

不利益処分の内容		保安上危険な建築物の緊急時における使用禁止、使用制限の命令	
根拠法令・条例等名		建築基準法	
条 項		第 10 条 第 4 項	
所 管 部 課 等		部課等名	都市部 建築指導課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 3 - 0 8 8 3
基 準	法令基準	事案ごとに個別具体的な判断をする必要があることから、基準を策定することが困難であるため。	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-046-06

不利益処分の内容		私道の変更または廃止の制限	
根拠法令・条例等名		建築基準法	
条 項		第 4 5 条 第 1 項	
所 管 部 課 等		部課等名	都市部 建築指導課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 3 - 0 8 8 3
基 準	法令基準	事案ごとに個別具体的な判断をする必要があることから、基準を策定することが困難であるため。	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-046-07

不利益処分の内容		既存の一の建築物について二以上の工事の全体計画等における措置命令	
根拠法令・条例等名		建築基準法	
条 項		第86条の8第5項	
所 管 部 課 等		部課等名	都市部 建築指導課
		電話番号	0463-83-0883
基 準	法令基準	事案ごとに個別具体的な判断をする必要があることから、基準を策定することが困難であるため。	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-046-08

不利益処分の内容		既存の一の建築物について二以上の工事の全体計画等の認定取消し	
根拠法令・条例等名		建築基準法	
条 項		第 8 6 条 の 8 第 6 項	
所 管 部 課 等		部課等名	都市部 建築指導課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 3 - 0 8 8 3
基 準	法令基準	事案ごとに個別具体的な判断をする必要があることから、基準を策定することが困難であるため。	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-046-09

不利益処分の内容		違反煙突等の仮の使用禁止、使用制限	
根拠法令・条例等名		建築基準法	
条 項		第88条第1項	
所 管 部 課 等		部課等名	都市部 建築指導課
		電話番号	0463-83-0883
基 準	法令基準	事案ごとに個別具体的な判断をする必要があることから、基準を策定することが困難であるため。	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-046-10

不利益処分の内容		違反煙突等の除却、移転等の命令	
根拠法令・条例等名		建築基準法	
条 項		第 8 8 条 第 1 項	
所 管 部 課 等		部課等名	都市部 建築指導課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 3 - 0 8 8 3
基 準	法令基準	事案ごとに個別具体的な判断をする必要があることから、基準を策定することが困難であるため。	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-046-11

不利益処分の内容		違反煙突等工事について緊急の必要のある停止命令	
根拠法令・条例等名		建築基準法	
条 項		第 8 8 条 第 1 項	
所 管 部 課 等		部課等名	都市部 建築指導課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 3 - 0 8 8 3
基 準	法令基準	事案ごとに個別具体的な判断をする必要があることから、基準を策定することが困難であるため。	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-046-12

不利益処分の内容		危害防止のための工事停止命令	
根拠法令・条例等名		建築基準法	
条 項		第 8 8 条 第 1 項	
所 管 部 課 等		部課等名	都市部 建築指導課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 3 - 0 8 8 3
基 準	法令基準	事案ごとに個別具体的な判断をする必要があることから、基準を策定することが困難であるため。	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-046-13

不利益処分の内容		危害防止のための除却等措置命令	
根拠法令・条例等名		建築基準法	
条 項		第 8 8 条 第 1 項	
所 管 部 課 等		部課等名	都市部 建築指導課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 3 - 0 8 8 3
基 準	法令基準	事案ごとに個別具体的な判断をする必要があることから、基準を策定することが困難であるため。	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-046-14

不利益処分の内容		緊急時の使用禁止、使用制限命令	
根拠法令・条例等名		建築基準法	
条 項		第 8 8 条 第 1 項	
所 管 部 課 等		部課等名	都市部 建築指導課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 3 - 0 8 8 3
基 準	法令基準	事案ごとに個別具体的な判断をする必要があることから、基準を策定することが困難であるため。	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-046-15

不利益処分の内容		保安上危険な工作物の除却等勧告の命令	
根拠法令・条例等名		建築基準法	
条 項		第88条第1項	
所 管 部 課 等		部課等名	都市部 建築指導課
		電話番号	0463-83-0883
基 準	法令基準	事案ごとに個別具体的な判断をする必要があることから、基準を策定することが困難であるため。	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-046-16

不利益処分の内容		保安上危険な工作物の除却等命令	
根拠法令・条例等名		建築基準法	
条 項		第 8 8 条 第 1 項	
所 管 部 課 等		部課等名	都市部 建築指導課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 3 - 0 8 8 3
基 準	法令基準	事案ごとに個別具体的な判断をする必要があることから、基準を策定することが困難であるため。	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-046-17

不利益処分の内容		違反看板等の仮の使用禁止、使用制限	
根拠法令・条例等名		建築基準法	
条 項		第88条第3項	
所 管 部 課 等		部課等名	都市部 建築指導課
		電話番号	0463-83-0883
基 準	法令基準	事案ごとに個別具体的な判断をする必要があることから、基準を策定することが困難であるため。	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-046-18

不利益処分の内容		違反看板等の除却、移転等の命令	
根拠法令・条例等名		建築基準法	
条 項		第 8 8 条 第 3 項	
所 管 部 課 等		部課等名	都市部 建築指導課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 3 - 0 8 8 3
基 準	法令基準	事案ごとに個別具体的な判断をする必要があることから、基準を策定することが困難であるため。	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-046-19

不利益処分の内容		違反看板等設置工事について緊急の必要のある停止命令	
根拠法令・条例等名		建築基準法	
条 項		第 8 8 条 第 3 項	
所 管 部 課 等		部課等名	都市部 建築指導課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 3 - 0 8 8 3
基 準	法令基準	事案ごとに個別具体的な判断をする必要があることから、基準を策定することが困難であるため。	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-046-20

不利益処分の内容		保安上危険な看板等の除却等の命令	
根拠法令・条例等名		建築基準法	
条 項		第 8 8 条 第 3 項	
所 管 部 課 等		部課等名	都市部 建築指導課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 3 - 0 8 8 3
基 準	法令基準	事案ごとに個別具体的な判断をする必要があることから、基準を策定することが困難であるため。	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-046-21

不利益処分の内容		危害防止のための工事停止命令	
根拠法令・条例等名		建築基準法	
条 項		第 9 0 条 第 3 項	
所 管 部 課 等		部課等名	都市部 建築指導課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 3 - 0 8 8 3
基 準	法令基準	事案ごとに個別具体的な判断をする必要があることから、基準を策定することが困難であるため。	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-046-22

不利益処分の内容		危害防止のための除却等措置命令	
根拠法令・条例等名		建築基準法	
条 項		第 9 0 条 第 3 項	
所 管 部 課 等		部課等名	都市部 建築指導課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 3 - 0 8 8 3
基 準	法令基準	事案ごとに個別具体的な判断をする必要があることから、基準を策定することが困難であるため。	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-046-23

不利益処分の内容		緊急時の使用禁止、使用制限命令	
根拠法令・条例等名		建築基準法	
条 項		第 9 0 条 第 3 項	
所 管 部 課 等		部課等名	都市部 建築指導課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 3 - 0 8 8 3
基 準	法令基準	事案ごとに個別具体的な判断をする必要があることから、基準を策定することが困難であるため。	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-046-24

不利益処分の内容		工事中の特殊建築物等に対する措置	
根拠法令・条例等名		建築基準法	
条 項		第90条の2	
所 管 部 課 等		部課等名	都市部 建築指導課
		電話番号	0463-83-0883
基 準	法令基準	事案ごとに個別具体的な判断をする必要があることから、基準を策定することが困難であるため。	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-046-25

不利益処分の内容		認定長期優良住宅建築等計画等に関する改善命令	
根拠法令・条例等名		長期優良住宅の普及の促進に関する法律	
条 項		第13条	
所 管 部 課 等		部課等名	都市部 建築指導課
		電話番号	0463-83-0883
基 準	法令基準	事案ごとに個別具体的な判断をする必要があることから、基準を策定することが困難であるため。	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-046-26

不利益処分の内容		認定長期優良住宅建築等計画の認定の取消し	
根拠法令・条例等名		長期優良住宅の普及の促進に関する法律	
条 項		第 1 4 条 第 1 項	
所 管 部 課 等		部課等名	都市部 建築指導課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 3 - 0 8 8 3
基 準	法令基準	事案ごとに個別具体的な判断をする必要があることから、基準を策定することが困難であるため。	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-046-27

不利益処分の内容		認定低炭素建築物新築等計画に関する改善命令	
根拠法令・条例等名		都市の低炭素化の促進に関する法律	
条 項		第 5 7 条	
所 管 部 課 等		部課等名	都市部 建築指導課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 3 - 0 8 8 3
基 準	法令基準	事案ごとに個別具体的な判断をする必要があることから、基準を策定することが困難であるため。	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-046-28

不利益処分の内容		認定低炭素建築物新築等計画の認定の取消し	
根拠法令・条例等名		都市の低炭素化の促進に関する法律	
条 項		第 5 8 条	
所 管 部 課 等		部課等名	都市部 建築指導課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 3 - 0 8 8 3
基 準	法令基準	事案ごとに個別具体的な判断をする必要があることから、基準を策定することが困難であるため。	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-046-29

不利益処分の内容		建築物エネルギー消費性能向上計画の改善命令	
根拠法令・条例等名		建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律	
条 項		第 3 8 条	
所 管 部 課 等		部課等名	都市部 建築指導課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 3 - 0 8 8 3
基 準	法令基準	事案ごとに個別具体的な判断をする必要があることから、基準を策定することが困難であるため。	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-046-30

不利益処分の内容		建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の取消し	
根拠法令・条例等名		建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律	
条 項		第39条	
所 管 部 課 等		部課等名	都市部 建築指導課
		電話番号	0463-83-0883
基 準	法令基準	事案ごとに個別具体的な判断をする必要があることから、基準を策定することが困難であるため。	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-046-31

不利益処分の内容		特別特定建築物に係る基準適合命令	
根拠法令・条例等名		高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	
条 項		第 1 5 条 第 1 項	
所 管 部 課 等		部課等名	都市部 建築指導課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 3 - 0 8 8 3
基 準	法令基準	事案ごとに個別具体的な判断をする必要があることから、基準を策定することが困難であるため。	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-046-32

不利益処分の内容		認定建築主等に対する改善命令	
根拠法令・条例等名		高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	
条 項		第 2 1 条	
所 管 部 課 等		部課等名	都市部 建築指導課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 3 - 0 8 8 3
基 準	法令基準	事案ごとに個別具体的な判断をする必要があることから、基準を策定することが困難であるため。	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-046-33

不利益処分の内容		特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定の取消し	
根拠法令・条例等名		高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	
条 項		第22条	
所 管 部 課 等		部課等名	都市部 建築指導課
		電話番号	0463-83-0883
基 準	法令基準	事案ごとに個別具体的な判断をする必要があることから、基準を策定することが困難であるため。	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-046-34

不利益処分の内容		基本構想に基づく事業の実施に係る措置命令	
根拠法令・条例等名		高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	
条 項		第 3 8 条 第 4 項	
所 管 部 課 等		部課等名	都市部 建築指導課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 3 - 0 8 8 3
基 準	法令基準	事案ごとに個別具体的な判断をする必要があることから、基準を策定することが困難であるため。	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-046-35

不利益処分の内容		認定事業者に対する改善命令	
根拠法令・条例等名		建築物の耐震改修の促進に関する法律	
条 項		第20条	
所 管 部 課 等		部課等名	都市部 建築指導課
		電話番号	0463-83-0883
基 準	法令基準	事案ごとに個別具体的な判断をする必要があることから、基準を策定することが困難であるため。	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-046-36

不利益処分の内容		建築物の耐震改修の計画の認定の取消し	
根拠法令・条例等名		建築物の耐震改修の促進に関する法律	
条 項		第 2 1 条	
所 管 部 課 等		部課等名	都市部 建築指導課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 3 - 0 8 8 3
基 準	法令基準	事案ごとに個別具体的な判断をする必要があることから、基準を策定することが困難であるため。	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-046-37

不利益処分の内容		基準適合認定建築物に係る認定の取消し	
根拠法令・条例等名		建築物の耐震改修の促進に関する法律	
条 項		第 2 3 条	
所 管 部 課 等		部課等名	都市部 建築指導課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 3 - 0 8 8 3
基 準	法令基準	事案ごとに個別具体的な判断をする必要があることから、基準を策定することが困難であるため。	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-046-38

不利益処分の内容		違反に対する措置（設置停止、除却等）	
根拠法令・条例等名		屋外広告物法	
条 項		第 7 条	
所 管 部 課 等		部課等名	都市部 建築指導課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 3 - 0 8 8 3
基 準	法令基準	屋外広告物法第7条及び秦野市屋外広告物条例第18条による 事案ごとに個別具体的な判断をする必要があることから、基準を 策定することが困難であるため。	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-046-39

不利益処分の内容		分別解体等の計画における変更等の命令	
根拠法令・条例等名		建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	
条 項		第10条第3項	
所 管 部 課 等		部課等名	都市部 建築指導課
		電話番号	0463-83-0883
基 準	法令基準	事案ごとに個別具体的な判断をする必要があることから、基準を策定することが困難であるため。	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

不利益処分の処分基準 個票

21-046-40

不利益処分の内容		分別解体等の方法における変更等の命令	
根拠法令・条例等名		建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	
条 項		第 1 5 条	
所 管 部 課 等		部課等名	都市部 建築指導課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 3 - 0 8 8 3
基 準	法令基準	事案ごとに個別具体的な判断をする必要があることから、基準を策定することが困難であるため。	
	処分基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			